

脳卒中や事故のあと、
こんな症状はありませんか？

こんな症状があったら、まずご相談を！

福岡県高次脳機能障がい サポートガイドブック



この冊子は、脳卒中や交通事故などの後、記憶力や集中力の低下など、気になる症状がある方やご家族に向けて作成されたガイドブックです。

はじめに

高次脳機能障がいとは、外見から分かりづらく、本人も自覚することが難しいため「見えない障がい」とも言われます。

病状もさまざまであり、日常生活に及ぼす影響も個人差があります。

このガイドブックは記憶障がいなど気になる症状がある方が、「どのように対応したらよいか」「困ったときにどこに相談したらよいか」などをご紹介します。困ったことが出てきたら、まずはこのガイドブックを開いてみてください。

こころの健康づくり推進室



令和8年 10月

目次

- 1 高次脳機能障がいとは？
・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 高次脳機能障がいチェックリスト
・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 3 高次脳機能障がいの症状
・・・・・・・・・・・・・・・・ P5～
- 4 高次脳機能障がいと自動車運転
・・・・・・・・・・・・・・・・ P14
- 5 受傷・発症から社会参加までの流れ
・・・・・・・・・・・・・・・・ P15・16
- 6 利用できる社会資源について
・・・・・・・・・・・・・・・・ P17～



1

高次脳機能障がいとは

病気や事故などで脳が損傷されると、認知機能に障がいが残る場合があります。それを「**高次脳機能障がい**」といいます。

主な症状は**記憶障がい・注意障がい・遂行機能障がい・社会的行動障がい**です。どの症状がどの程度あるかは人によって様々です。

高次脳機能障がいは見た目からは分かりにくいいため、周囲から理解されず、叱責を受けたり、誤解されたりすることがあります。そのため、本人や周囲の人たちが障がいを理解し、適切な対応をとることが非常に重要です。

主な原因

外傷性脳損傷

▶ 交通事故、転倒、転落 など

脳血管障がい

▶ 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血 など

その他

▶ 脳腫瘍、脳炎、低酸素脳症、一酸化炭素中毒 など



2

高次脳機能障がい チェックリスト

病気や事故の後、うまくいかないことや困っていることはありませんか？
本人・家族・支援者の立場からチェックしてみましょう。



本人	家族	支援者	行動・状態	症状	ページ
☐	☐	☐	・いつもぼんやりしている	注意障がい	5
☐	☐	☐	・ひとつのことを長く続けることができない		
☐	☐	☐	・仕事をするときにミスが多い		
☐	☐	☐	・新しいことを覚えられない	記憶障がい	6
☐	☐	☐	・約束を忘れてしまう		
☐	☐	☐	・何度も同じ話や質問を繰り返す		
☐	☐	☐	・優先順位が決められない	遂行機能障がい	7
☐	☐	☐	・行き当たりばったりの行動をとる		
☐	☐	☐	・ひとつひとつ指示されないと行動に移せない		
☐	☐	☐	・ささいなことでイライラしやすくなった	社会的行動障がい	8・9
☐	☐	☐	・働きかけがないと、自分から何もしない		
☐	☐	☐	・ちょっとしたことにこだわり、変えられない		
☐	☐	☐	・身体の障がい以外は問題ないと感じている	病識の低下	10
☐	☐	☐	・障がいはあるが、大したことはないと思っている		
☐	☐	☐	・対処方法や支援は必要ないと思う		
☐	☐	☐	・疲れやすくなった	脳疲労	11
☐	☐	☐	・ぼーっとすることが増えた		
☐	☐	☐	・あくびが多く、よく寝るようになった		
☐	☐	☐	・言いたい言葉が上手く出てこない	失語症	12
☐	☐	☐	・文字の読み書きが難しくなった		
☐	☐	☐	・人の話を理解することが困難になった		
☐	☐	☐	・左側のものに気が付かない	その他	13
☐	☐	☐	・道に迷う		

3

高次脳機能障がいの症状

注意障がい

■ 物事に集中できなくなったり、気が散りやすくなったりします。

症状

- ✓ いつもぼんやりしている
- ✓ ひとつのことを長く続けることができない
- ✓ 仕事をするときにミスが多い
- ✓ いくつかのことを同時にやろうとすると混乱してしまう
- ✓ 何かひとつのことをはじめると他のことに気がまわらない



対応

ご本人

- ・机の上を整理するなど集中しやすい環境を作る。
- ・指さし、声出しなどで見直す習慣をつける。
- ・慌てるとミスしやすいので、余裕をもって取り組む。
- ・指示や連絡を受けた後は復唱確認をする。
- ・ひとつずつ作業や行動を進める。
- ・タイマーやアラーム、付箋などを活用する。
- ・イヤーマフ、帽子などで刺激を制限する。

ご家族(支援者)

- ・同時にいくつも伝えず、ひとつずつ伝える。
- ・日常の少しのミスは多めにみる。
- ・大切なことは、一緒にチェックをする。
- ・話をする時はテレビを消すなど、集中しやすい環境を整える。
- ・メモ、付箋、タイマー、声かけなどで、注意を向きやすくする。

記憶障がい

■ 新しいことを覚えられなくなったり、少し前のことを思い出せなくなったりします。

症状

- ✓ ついさっき自分がしたことを忘れてしまう
- ✓ 新しいことを覚えられない
- ✓ 日付や自分の居る場所がわからない
- ✓ 約束を忘れてしまう
- ✓ 何度も同じ話や質問を繰り返す



対応

ご本人

- ・日記を書く、写真に残す。
- ・手帳、カレンダー、スマートフォンに予定を書く。
- ・メモをすること、見て確認することを習慣づける。
- ・日課を作り、同じパターンで動けるようにする。
- ・鍵、財布などの置き場は一定にする。
- ・繰り返すことで覚えるようにする。

ご家族(支援者)

- ・カレンダーやホワイトボードに予定を書いていつも見られる所に置く。
- ・口頭で伝えるだけでなく、メモを渡す。
- ・手帳やスマートフォン等を見るように促す。
- ・試行錯誤をすると間違った方を覚えるので、最初から正しい方法で繰り返しやってみよう。
- ・「覚えていないの」「さっきも言ったでしょう」という声掛けはしない。

3

高次脳機能障がいの症状

遂行機能障がい

- 目標を決め、計画を立てて実行することや、その結果に基づいて行動を修正することが困難になります。

症状

- ✓ 優先順位が決められない
- ✓ 自分で見通しを立てて行動することができない
- ✓ 何かをするときに、どこから手をつけてよいか分からなくなる
- ✓ 行き当たりばったりの行動をとる
- ✓ ひとつひとつ指示されないと行動に移せない



対応

ご本人

- ・やること、いつ、何を、どの順番であるかを書きながら整理する。
- ・手順書、マニュアルをもらうか、自分で作り、それを見ながら行動する。
- ・時間にゆとりをもって計画を立てる。
- ・予定通り進まない時の相談先を決めておく。

ご家族(支援者)

- ・見たらできるように、手順書やマニュアルを作って、渡したり、その場に貼ったりする。
- ・「〇〇して」というだけではなく、何時にどこで何をするかまでを確認する。
- ・毎回同じ手順で行えるようにして、急な変更や新しい指示をしない。
- ・声かけやアラームで行動のきっかけを作る。

社会的行動障がい

- 自分の感情や行動を調整することが難しくなります。

脱抑制

症状

- ✓ 我慢ができない(思ったことをすぐに言ってしまう、待てない)
- ✓ 無制限に食べる、無制限にお金を使う
- ✓ してはいけない行動とわかっていても抑えられない

対応

ご本人

ご家族(支援者)



- ・行動する前に数秒数える等、待つ練習をする。
- ・必要分以外は、見せたり渡したりしない。
- ・我慢ができない所には行かない。
- ・ルールを決めて、意識できるように書き出す。
- ・周囲と一緒に行動のルールを決める。
- ・不適切な行動は冷静に指摘し、責めない。

感情コントロールの低下

症状

- ✓ ささいなことでイライラしやすくなった
- ✓ 怒りが自分でセーブできなくなった
- ✓ 急に泣き出したり、笑いが止まらなかったりする

対応

ご本人

ご家族(支援者)



- ・反応してしまいそうな時は深呼吸をする。
- ・本人の言うことを否定せず最後まで聞く。
- ・イライラが大きくなったら一人になる。
- ・興奮時には落ち着くまでその場を離れる。
- ・原因となる刺激を避ける。
- ・刺激となる状況を作らない。
- ・怒ると損、自分のためと言い聞かせる。
- ・反応する特定の言葉は言わない。

3

高次脳機能障がいの症状

社会的行動障がい

発動性の低下

症状

- ✓ 働きかけがないと、自分から何もしようとしない
- ✓ したいことが思い浮かばない

対応

ご本人

ご家族(支援者)



- ・好きなこと、興味のあることから取り組む。
- ・やることリストを作る。
- ・決められたスケジュール通りに動いてみる。

- ・怠けているのではないことを理解する。
- ・やることリスト作りを手伝う。
- ・声かけやアラームなどで動きのきっかけを作る。

固執

症状

- ✓ ちょっとしたことにとこだわり、変えられない
- ✓ いつまでも同じことを言い続ける

対応

ご本人

ご家族(支援者)



- ・指摘を受けたら、その行動のメリット/デメリットを考える。
- ・うまく行かない時は、周りの提案を試してみる。

- ・同じ話が続く時は話題を変える。
- ・こだわる理由を聞き、妥協点を絞る。
- ・大きな影響がなければ、無理に変えない。

対人技能拙劣(コミュニケーション能力の低下)

症状

- ✓ 場の空気が読めない
- ✓ 人の気持ちを察することが苦手になった

対応

ご本人

ご家族(支援者)



- ・言動がその場にあっていたかを確認する。
- ・グループ訓練など安心できる環境で対応方法を学ぶ。

- ・信頼関係のある人に指摘してもらう。
- ・場の雰囲気が読めていない場合は、さりげなく話題を変えたり、その場から離れるように促す。

病識の低下

- 自分に高次脳機能障がいがあるという認識が低く、自分の状態について説明できなかったり、直面している問題についての現実感がなかったりすることがあります。
- 障がいの認識がないと、メモなどの代償手段の活用は難しく、周りとのトラブルも生じやすくなります。

症状

- ✓ 身体の障がい以外は問題ないと感じている
- ✓ 高次脳機能障がいがあると言われてもピンとこない
- ✓ 障がいはあるが、大したことはないと思っている
- ✓ 対処方法や支援は必要ないと思う



対応

ご本人

- ・高次脳機能障がいのパンフレットや本を読んでみる。
- ・高次脳機能に関する検査を受けて、結果の説明を聞く。
- ・信頼できる人や支援者の言葉に耳を傾ける。
- ・他の高次脳機能障がいの方と交流する。

ご家族(支援者)

- ・病識の低下は症状のひとつと理解する。
- ・病院の先生などに説明してもらう。
- ・対処行動をさりげなく促し、うまくいく経験をしてもらう。
- ・手伝いすぎず、適度に本人に任せることで「自分で気づく」機会を作る。

3

高次脳機能障がいの症状

脳疲労(神経疲労・易疲労)

■ 身体だけでなく、脳も疲れやすくなり、眠気がきたり、長時間しっかりと姿勢を保てなかったりします。疲れるとミスをしたり、イライラしやすくなります。

症状

- ✓ 疲れやすくなった
- ✓ ぼーっとすることが増えた
- ✓ あくびが多く、よく寝るようになった
- ✓ 何かしている途中で頭が働かなくなる
- ✓ 最初はよいが、徐々に姿勢が崩れ、ミスが増える



対応

ご本人

- ・規則正しい生活を送る。
- ・睡眠を十分とり、短時間昼寝をする。
- ・興味・関心のある活動から始める。
- ・あくびが出るなど、自分の疲れのサインを知り、サインが出たら休憩する。
- ・1時間したら10分休憩するなど、疲れがたまらないように予防する。

ご家族(支援者)

- ・その人の疲れのサインを知り、サインが出たらお茶を勧めるなどで休憩をとってもらう。
- ・15時過ぎると疲れが出やすいなどの傾向を把握して、スケジュールを組み立てる。
- ・疲れの少ない時間帯に、興味・関心のある活動から始め、少しずつ活動量を増やしていく。

失語症

■ 聴力や口の運動機能に障害はないのに、話す、聴く、書く、読むといった言語のコミュニケーションに障がいが起きることで、左脳の損傷の際によくみられます。

■ 足し算などの計算をすることが難しくなることもあります。

症状

- ✓ 言いたい言葉が上手く出てこない
- ✓ 違う言葉が出る
- ✓ 人の話を理解することが困難になった
- ✓ 文字の読み書きが難しくなった
- ✓ 計算が難しい



対応

ご本人

- ・静かな環境で、落ち着いて話をする。
- ・ジェスチャー、実物、絵、写真を活用する。
- ・失語症の説明を書いたカードを作ってもらい、相手に見せて配慮してもらう。
- ・役所や病院などは、人についてきてもらう。
- ・電話よりもメールやメッセージアプリを使う方がよいことがある。

ご家族(支援者)

- ・静かな環境でマンツーマンで話す。
- ・ゆっくり、短く、ジェスチャーを入れて話す。
- ・漢字の単語や絵を書きながら、確認する。
- ・せかさず、先回りせず、話を待つ。
- ・推測しながら話をくみ取る。
- ・質問をする時は、「はい/いいえ」や選択肢の中から答えられるようにする。

3 高次脳機能障がいの症状 その他

半側空間無視

症状

左マヒの方に多いです

- ✓ 左側の物に気づかない
- ✓ 左側に置いた食べ物を残す
- ✓ 車いすの左のブレーキをかけ忘れる

対応

- ・右側から声をかける。
- ・左側を目立たせる。
- ・左にぶつからないように注意する。

相貌失認

症状

- ✓ 人の顔の見分けがつかない
- ✓ よく知っている人なのに気付かない
- ✓ 表情の違いがわからない

対応

- ・声や髪型、背格好などで判別する。
- ・関わる時には、最初に「〇〇です」と名乗る。
- ・名札をつけてもらう。



失行

症状

- ✓ 洋服がうまく着られない
- ✓ 道具がうまく使えない
- ✓ ジェスチャーができない

対応

- ・道具や工程を簡単にする。
- ・同じ方法で繰り返し練習する。
- ・難しい部分は手伝ってもらう。



地誌的障がい

症状

- ✓ 道に迷う
- ✓ 道順が覚えられない
- ✓ よく知っている所なのにわからない

対応

- ・繰り返し人と一緒に練習し習慣化する。
- ・道順を書いたメモ、目印になる建物の写真、地図アプリなどを使う。
- ・目的地や連絡先を書いたものを持つ。
- ・携帯電話を使えるようにしておく。



他にもいろいろな症状があり、症状の程度や組み合わせは一人ひとり異なります。

ここには代表的な対応例を載せています。対応法も人によってそれぞれ異なりますので、医師やリハビリスタッフにも相談され、ご自身やご家族に合った対応を取り入れてください。



4

高次脳機能障がいと 自動車運転

■ 高次脳機能障がいがある方は、運転操作はできても危険なことがあります。

例えば

- ✓ アクセルとブレーキを間違える
- ✓ 信号や標識の判断が遅れる
- ✓ 周りの人や車に気がつかない
- ✓ よくぶつける
- ✓ 話をしながら運転できない
- ✓ 運転が荒くなる など



※ **まずは主治医の先生に、運転を再開してよいかを相談してください。**
必要な際は、病院や教習所で評価を行い、公安委員会に診断書を提出します。

高次脳機能障がいのある方の運転再開の流れの例

＜医療機関＞身体の状態が道路交通法の基準を満たしている



＜医療機関＞神経心理学的検査（机上検査）やシミュレーター検査で合格



＜自動車教習所＞実車運転評価（構内、路上）で問題ない



公安委員会提出用診断書

＜運転免許試験場＞臨時適性検査や安全運転相談で確認



免許証に関する決定は
公安委員会が行います



※ 運転再開に関する法律や手順の詳細は、運転免許試験場にお尋ねください。

	電話番号	住所
福岡試験場	092-565-5010	福岡市南区花畑4-7-1
北九州試験場	093-961-4804	北九州市小倉南区日出町2-4-1
筑豊試験場	0948-26-7110	飯塚市鶴三緒1518-1
筑後試験場	0942-53-5208	筑後市大字久富1135-2

6 利用できる社会資源について

■ 生活を支えるために、様々な制度やサービスがあります。利用要件や申請時期がそれぞれ異なりますので、気になるものはお住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせしてみましょう。

障害者手帳

障がいがあることを示すもので、身体・知的・精神の3つの種類があります。

高次脳機能障がいは、精神障害者保健福祉手帳の対象で、初診日から6カ月以上経ってから申請できます。

取得すると以下のようなメリットがあります。

- ▶ 交通機関の運賃割引
- ▶ 公共料金の減免
- ▶ 税制の優遇措置
- ▶ 障がい者雇用（法定雇用率適用）の対象
- ▶ 障がい福祉サービスのスムーズな利用 …など

※ 診断書は、精神科医の診断が必要ですが、高次脳機能障がいの場合は診断または治療に従事した医師であれば作成可能です。

窓口

市町村の障がい福祉担当課

障害年金

一定の障がいが残ったことにより、就労が制限された場合に受け取ることができます。受給要件があり、概ね初診日から1年6ヵ月で申請できます。

※ 診断書は精神科医に限らず、診断または治療に従事した医師であれば作成可能です。

窓口

年金事務所または市町村の年金担当課

自立支援医療（精神通院医療）

事故や疾病に伴う精神障がいにより外来への通院や投薬、訪問看護など継続して治療が必要な場合、医療費の自己負担が軽減されます。

自己負担は原則1割で、所得に応じて上限額があります。なお主治医の意見書が必要です。

窓口

市町村の障がい福祉担当課

6 利用できる社会資源について

傷病手当金

病気やケガによる休業で給料をもらえなくなった場合、加入している健康保険から給与の一部が支給されます。支給期間は最長1年半です。なお、国民健康保険加入者は対象外です。

窓口

勤務先の担当者、加入している健康保険組合

失業等給付（雇用保険）

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難になった場合に、一定期間の所得を保障するため国から給付されます。障害者手帳取得後に申請すると受給期間が長くなることがあります。

窓口

ハローワーク（公共職業安定所）



注

申請が可能になる時期がそれぞれ異なります。

労働者災害補償保険（労災保険）

業務中の事故や通勤途上の事故等による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等に対して補償を受けることができます。

窓口

勤務先の労務担当者、労働基準監督署など

自動車保険（自賠責・任意保険）

交通事故の場合に補償を受け取ることができます。

自賠責保険による補償と任意保険による補償がありますので、詳細については、各保険会社へお尋ねください。

窓口

各保険会社

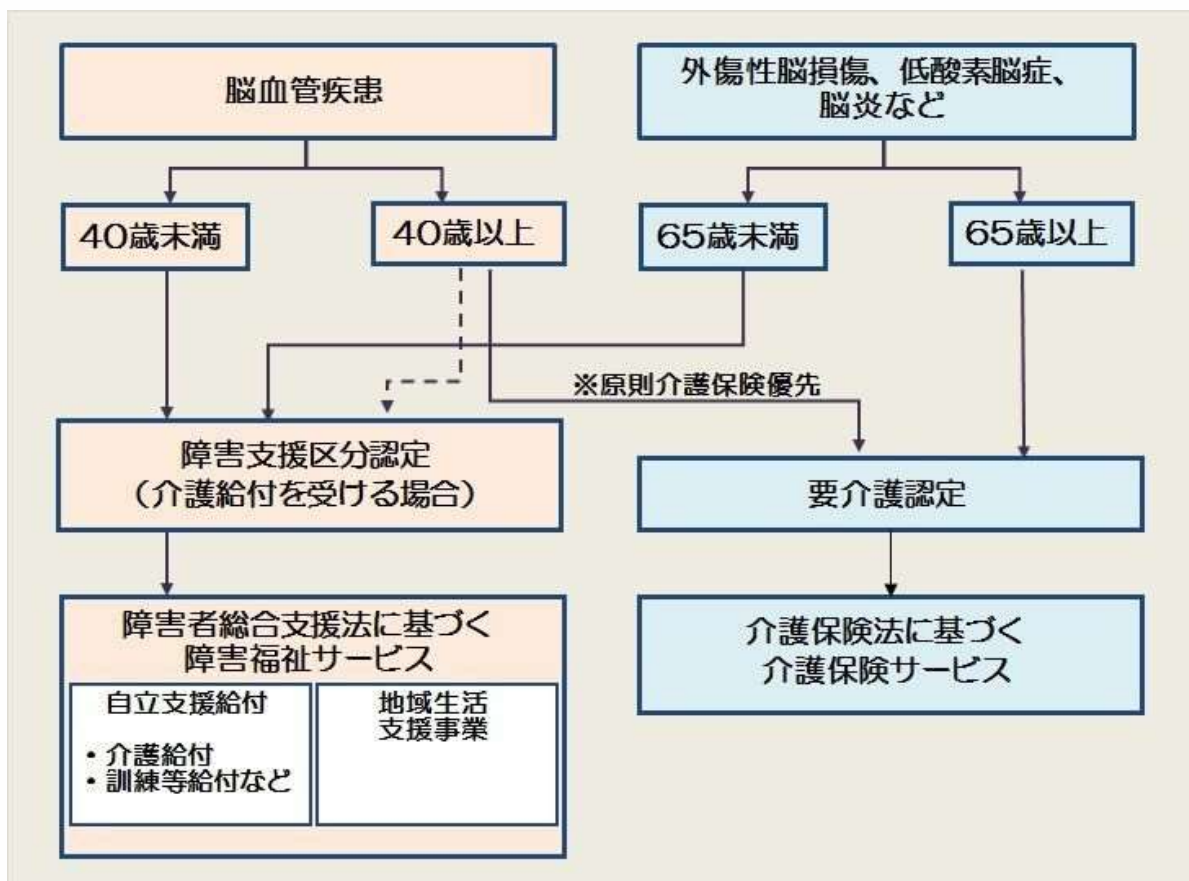
その他にも様々な制度がありますが、詳しくは市町村の担当課などへお問い合わせください



6 利用できる社会資源について

■ 高次脳機能障がいの原因疾患・年齢と利用できるサービスは以下の通りです。

※ 障がい福祉と介護保険で共通するサービスについては原則、介護保険が優先されます。



出典：国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センター



障害者総合支援法

障がいのある方に対して、日常生活や就労の支援など、一人ひとりに応じた様々な障がい福祉サービスが利用できます。

サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がいの種別に関わらず、障がいの程度やニーズによって利用できるサービスが決定されます。

- ※ 利用者負担は原則1割で、障害支援区分によって上限額があります。
- ※ 障害者手帳がなくても診断書があれば利用申請可能です。

窓口

市町村の障がい福祉担当課、相談支援事業所

介護保険

介護や支援が必要な状態であると認定された時に、介護サービスが利用できます。なお、サービスの利用の際は要介護認定を受ける必要があり、介護度によって利用できるサービスが異なります。

- ※ 利用者負担は所得によって1～3割が自己負担となります。

窓口

市町村の介護保険担当課、地域包括支援センター

6 利用できる社会資源について

日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、苦情解決制度の利用援助などのお手伝いをを行います。

窓口

市町村の社会福祉協議会

成年後見制度

障がいのために判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活において困難が出てきた方を支える制度です。

なお、すでに支援が必要な方のための法定後見と、判断能力が不十分になった時に備えて、ご本人が任意後見人を選出しておく任意後見があります。

窓口

法テラス、家庭裁判所



- 就労については、下記の窓口などで相談できます。

ハローワーク（公共職業安定所）

専門職員が、関係機関と連携しながら障がいの種類・程度に応じた職業指導、職業紹介、職場定着支援などを行っています。障がいのある方の専用窓口もあります。

障害者職業センター

関係機関と連携して、職業相談から評価、就職支援や職場適応まで一貫した職業リハビリテーションについての助言・援助を行っています。

障害者就業・生活支援センター

お住まいの地域で、就職を希望する障がい者や在職中の障がい者を対象に、就業支援とあわせて保健・福祉サービスの利用調整や生活面における支援を行っています。



6 利用できる社会資源について

家族会

高次脳機能障がい当事者やその家族同士が集まり、同じ悩みを語り支え合う場所です。

NPO法人 福岡・翼の会

〒 810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-2-6 天神スカイマンション502
☎ 092-732-0539（平日10:00~16:00）

高次脳機能障がい者の会「エール」

〒 811-4305 福岡県遠賀郡遠賀町松の本1-7-6
☎ 093-293-4841（事務局 佐々木千代子）

高次脳機能障がいを考える会「虹」

〒 804-0092 福岡県北九州市戸畑区小芝2丁目2-16
☎ 080-3226-4033（代表 石井朱實）

NPO法人 日本高次脳機能障がい友の会(事務局)

NPO法人 脳損傷友の会高知 青い空

〒 780-8014 高知県高知市塩屋崎町2丁目12-42
☎ 088-803-4100（理事長 片岡保憲）



このガイドブックの表紙や「はじめに」のページには高次脳機能障がい者の会「エール」の神谷佳道さんが描いた作品を使用いたしました。

佳道さんは高校在学中に不慮の事故により高次脳機能障がいと診断されました。入院中にリハビリの一環として絵を描くことを始め、現在も絵画教室の先生のもと、様々な作品を描かれています。

今回ガイドブック作成にあたり、作品の使用をご快諾いただいた佳道さんご家族に深く御礼申し上げます。また、ますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。



福岡県高次脳機能障がい者支援センター

高次脳機能障がい支援拠点機関では、本人や家族からの相談を受けるとともに、本人の社会復帰のために、必要に応じて、地域の関係機関と連携しながら専門的な支援を行っています。



福岡県障がい者リハビリテーションセンター

〒 811-3113 古賀市千鳥3丁目1番1号

☎ 092-944-2011 (高次脳機能障がい専門相談ホットライン)



福岡市立心身障がい福祉センター(あいあいセンター)

〒 810-0072 福岡市中央区長浜1丁目2番8号

☎ 092-406-2455 (高次脳機能障がい支援センター)



産業医科大学病院

〒 807-8556 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

☎ 093-603-1611 (代表)



久留米大学病院

〒 830-0011 久留米市旭町67番地

☎ 0942-35-3311 (代表)

お問い合わせ

福岡県保健医療介護部 健康増進課

こころの健康づくり推進室

〒 812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL:092-643-3265 FAX:092-643-3271